

市営霊園（返還聖地）の使用者を募集します

令和7年度 返還聖地使用者募集要項

■募集区画

91 区画

■申込資格

次のすべてに該当する人

- ① 安曇野市に本籍または住所を有する人
- ② 5年以内に墓石の建立ができる人
- ③ 現在、市営霊園を使用していない人
- ④ 使用許可の決定後、2週間以内に使用料を一括納入できる人

※本籍が安曇野市で、住所が市外の方は、市内に住所を有する人を代理人として選定する必要があります



■申込方法

10/23 から配布する環境課（本庁舎2階5番窓口）備え付けの申請書に必要事項を記入し、次の書類などを添えて環境課まで提出してください。※各支所での申込みは出来ません

- ① 住民票世帯全員の写し（本籍、続柄の記載のあるもの）
- ② 印鑑
- ③ 遺骨のある人は「死体埋火葬許可証」の写しまたは「墓地管理者の埋蔵（遺骨預かり）証明」
“遺骨のある人”は「火葬」のみとなり、「土葬」は含みません

■申込受付期間 11月4日（火）～11月14日（金）土日・祝日を除く 午前8時30分から午後5時15分

■使用の決定 抽選により使用者及び使用聖地を決定します

■抽選日時 12月14日（日）受付：午後1時40分～ ・抽選会：午後2時～

■抽選場所 安曇野市役所本庁舎 4階大会議室

■留意事項

- ・今回募集する区画は、以前に使用され返還された聖地です。
- ・遺骨のある人で、令和5年、6年度の返還聖地抽選会で2回落選している人を優先します。（※遺骨のない人は優先対象外）
- ・電話、郵送、ファックス、メール、各支所での申込みはできません。
- ・抽選日当日に出席できない場合は申込み無効となります。（代理出席は可）
- ・使用許可が決定した場合、霊園使用料の他に令和7年度分霊園管理料（月割り分）を納めていただきます。
- ・遺骨のある人を優先とします。遺骨のない人も申し込みができますが、遺骨のない人は遺骨のある人の抽選が終わり、遺骨のある人の聖地が決定した後、聖地が余っていたら抽選をします。遺骨のない人は2回続けて落選しても優先対象とはなりません。
- ・必ず別紙『市営霊園の使用を希望する方へ』をお読みいただき、諸条件等ご確認のうえお申込みください。また、抽選日までに必ず現地をご確認くださいようお願いいたします。

問合わせ先

市民生活部 環境課 環境保全担当（本庁舎2階5番窓口）

電話：0263-71-2000（代表）内線 2221

0263-71-2491（係直通）